



## 危険物安全週間 [6月8日(日)~14日(土)]

6月8日~14日は、危険物安全週間です。危険物安全週間とは、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る週間として、1990年（平成2年）1月19日に、消防庁により毎年6月の第2週の1週間と定められました。これは気温が高くなり、危険物の自然発火による火災が多くなる夏季を目前にした6月初旬に啓発活動を行うためです。

ご家庭におけるガソリンや灯油等、危険物の取り扱いには十分に注意してください。

### ○ガソリンの危険性

- ・ガソリンは、液温が $-40^{\circ}\text{C}$ 以上で気化（蒸気が発生）し、小さな火でも引火（火を近づけると火が着く）して爆発的に燃えます。
- ・たばこやライターの裸火、静電気、衝撃の火花でも引火する危険性があります。
- ・蒸気は空気より重く、低いところに溜まります。
- ・いったん火がつくと消火が困難で、大きな火災になる危険性があります。

### ○灯油の危険性

- ・ガソリンほど揮発性（気化すること）は高くありませんが、液温が $40^{\circ}\text{C}$ 前後になると気化し、引火します。
- ・いったん火がつくと消火が困難で、大きな火災になる危険性があります。

### ○容器の注意事項

- ・ガソリンや灯油は、消防法令で定められた容器に収納してください。
  - ・灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので、絶対に行わないでください。
- ※ガソリンはプラスチックを溶かす性質をもっています。また、ポリ容器は静電気が発生しやすいことから危険性が非常に高いので、ポリ容器には絶対にガソリンを入れないでください。

### ○容器から機械等に燃料を入れる時の注意事項

- ・火気を絶対に近づけない。（たばこの火、ライターの火等）漏れ、あふれに注意してください。

### ○セルフスタンドでガソリンを容器に入れることは禁止

- ・セルフスタンドでは、灯油を適合した容器に入れることはできますが、ガソリンは適合した容器であっても、客自らが容器に入れることは禁止されています。



「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」  
平成26年度「危険物安全週間推進標語」

### ■問い合わせ■

消防本部 予防課 ☎53 - 1156